

議第 23 号

下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地方公務員法第 29 条の 2 第 2 項に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定するもの。

# 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (降任、降給及び免職の事由)

第2条 任命権者は、職員が条件付採用期間中、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、降給し、又は免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

## (分限の手続及び効果)

第3条 降任、降給及び免職の手続及び効果については、下呂市職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成16年条例第31号）及び下呂市職員の降給に関する条例（令和4年条例第29号）の規定の例による。

## (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 【参考資料】

## 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例要綱

### 1. 制定理由

地方公務員法第29条の2第2項に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関する必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものです。

### 2. 概要

(1) この条例の趣旨を定めています。

(第1条関係)

(2) 職員が条件付採用期間中であっても次のいずれかに該当する場合は、降任、降給又は免職とします。

ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

ウ 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(第2条関係)

(3) 分限の手続及び効果を規定します。

(第3条関係)

(4) この条例の施行に関して、必要な事項は任命権者が定めます。

(第4条関係)

(5) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)